

議 事 録 抄 本

令和 7 年 9 月

福崎町農業委員会

令和7年9月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 9月22日(月) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・13名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	-	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	-	-	-
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	-
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席者】 3番 前田 泰良、8番 植岡 洋子、9番 柳田伸一郎、10番 尾崎 肇
15番 岡 幸司

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
6番 田中 初美	12番 尾内 奎則

【署名人】

4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
----------	----------

<案件>

議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 1件

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 2件

議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について
27件

議案第25号 地域計画（案）の変更に係る意見聴取について

2件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

1件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

8件

（議長） 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会9月定例会を開催します。

本日、前田委員、植岡委員、柳田委員、尾崎委員、岡推進委員より欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中8人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

（一同） <異議なし>

（議長） 異議なしということで、

4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
----------	----------

委員をお願いします。本日は議案第21号から議案第25号に至る5議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認

（委員会証明）

（事務局） 7番：資料1・2ページをご覧ください。申請地は、春日ふれあい会館から南西約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、昭和60年頃から倉庫が建っており、既に農業をできる状態がなく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 21 号 7 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。
- (田中委員) 7 番：現地では、願出地の中心には倉庫が建っており、周辺には木が植わっていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。
- (議 長) 議案第 21 号 7 番について、質疑及び意見はありませんか。
山口委員どうぞ。
- (山口委員) 非農地証明願は、以前から農振地域であれば始末書付で処理していましたか。最近、様々な事例があったので整理のためお願いします。
- (事務局) 非農地証明願は 20 年以上前から農地でないことを航空写真等で客観的に示していただき、審議していただくものになります。ただし、農用地であれば非農地証明できません。始末書の話は転用申請の件かと思います。
- (山口委員) 私なりに疑問に思うのは、相続の関係で農地に対して魅力がなく、建物についてもそのまま放置される状態が多々発生していくと思います。そういった土地を相続した人が放棄したような状態になると現状回復や管理を求めても難しいと思います。今後、農業委員としてそのような土地はどうなっていくのだろうと心配しております。
- (事務局) おっしゃられているように放棄した状態になっているということであれば、所有者が出してくる非農地証明・転用申請ができません。委員会としては、農地パトロールで見回りをし意向調査及び違反の指導をしていくしかないのかなと思います。
- (山口委員) 分かりました。
- (議 長) 他に質疑等はありませんか。

<なし>
- (議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 21 号 7 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 21 号 7 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 7 : 反対 0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第21号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の内容で証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 18 番：資料 3 ページをご覧ください。申請地は、西谷公民館から東約 600 m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、贈与による所有権移転です。譲渡人の[]は遠方に住んでおり管理に困っておりました。譲受人の[]は農業系の大学を卒業されております。就農するのに伴い、近くへ移られる予定です。6 月に同じ譲受人・譲渡人で申請がありました。取得後は果樹・野菜を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。また、今回の申請に併せて地域計画を変更しますので意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第 22 号 18 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(田中委員) 18 番：現地では、背丈ほどの草が生えており、6 月に許可した農地についても耕作・管理がされていないように見受けられました。

現地調査班では、現在所有している農地が適切に管理・耕作された後に許可するべきではないかと考えています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 現地調査班では、問題なしという判断にはならないとの報告でした。

議案第 22 号 18 番について、質疑及び意見はありませんか。

(田中委員) 現地確認で問題があるとなった場合、皆さんは農業委員会としてどうするべきだと考えますか。

(議 長) 他に質疑等ありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 3条申請なので耕作することが前提になります。6月に所有権移転した土地が耕作されている状態、また、申請地が耕作できる状態になっていることが確認できないと許可することは難しいと考えます。そのため、審議保留になるのかと思います。周辺も放棄田が多い地域です。1筆でも放棄田が減ることは良いことだと思います。ですが、農業委員会として先ほども申しましたが6月に許可した全ての農地が管理・耕作されているのが確認できなければ許可はできないと私は考えております。

(議 長) 他に質疑等ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第22号 18番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第22号 18番について、採決する必要があると考えます。現地調査員等から様々な意見がありました。山口委員からの意見もありましたが、本議案に関しては保留に賛成か反対かということで採決いたします。賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成7：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、原案の内容は保留することといたします。譲受人が所有する農地を管理・耕作するよう事務局から強く伝えるようよろしくお願いします。

(議 長) 次に、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 4番：資料4・5ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から南西約300mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により露天駐車場及び露天資材置場へ転用するものです。
[]は福崎町の土木工事業者で、解体用の資材置場及び重機・トラックを駐車するために今回申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第23号 4番について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 4番：現地では、転用をするに問題ない土地であることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第23号 4番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第23号 4番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第23号 4番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成7：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第23号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 4番について、原案の内容で県へ申達することといたします。

次に、議案第23号 5番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 5番：資料6・7ページをご覧ください。申請地は、加治谷公民館から東約50mに位置しています。地籍図・写真・配置図を併せてご覧ください。

この申請は売買により一般住宅へ転用するものです。福崎町が[]夫婦の職場の中間に位置し、新規居住者住宅区域で家の建築が可能ということもあり、譲渡人との間で話がまとまり申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

- (議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 23 号 5 番について、現地調査済ですので報告願います。
- (田中委員) 5 番：現地では、宅地として使用するには問題ないことを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。
- (議 長) 議案第 23 号 5 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。
- (山口委員) なぜ、持分の割合がこうなっているんですか。相続した土地であれば理解
できますが、資金の関係なのか、申請が 2 筆あるのでその割合かと思えば違
いますし何の意図で持分の割合を分けているんですか。
- (事務局) どういった理由で持分割合を決めたかは分かりません。
- (山口委員) 税金なんかは割合で所有者にいきますよね。
- (事務局) おそらく 1 枚でいくと思います。
- (議 長) 他に質疑はありませんか。

<なし>
- (議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 23 号 5 番について、討論はありませんか。

<なし>
- (議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 23 号 5 番について、賛成の方は挙手願います。

<挙手多数> [賛成 6 : 反対 1]
- (議 長) 挙手多数でございますので、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による農
地等の所有権移転許可申請承認 5 番について、原案の内容で県へ申達する
ことといたします。

山口委員、反対の理由をお願いいたします。
- (山口委員) 質疑を行ったように、持分割合に対して不信感があるためです。
-

(議 長) 次に、議案第 24 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第24号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

(事務局) 資料 8 ～13 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田 56,601 m²、27 件です。
以上です。

(議 長) 議案第 24 号につきまして、職務代理者の上阪副会長に議長をお願いし私を含めた関係委員は退出いたします。

< 上田会長・牛尾委員・山口委員・尾内推進委員 退席 >
< 職務代理者 議長席へ >

(職務代理者) 議案第 24 号 27 件について質疑はありませんか。

< なし >

(職務代理者) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 24 号 27 件について、討論はありませんか。

< なし >

(職務代理者) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 24 号 27 件について、賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 > [賛成 4 : 反対 0]

(職務代理者) 挙手全員でございますので、議案第 24 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 27 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

当議案の審議が終わりましたので議長の任を解かせていただきます。

< 職務代理者 議長席退席 >
< 上田会長・牛尾委員・山口委員・尾内推進委員 着席 >

（議 長） 次に、議案第 25 号 地域計画（案）の変更に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 25 号 地域計画（案）の変更に係る意見聴取について

（事務局） 資料 14 ページ及び別紙をご覧ください。令和 7 年 3 月 31 日付けで公告されました地域計画の変更案に対して農業委員会の意見が求められております。今回の変更は庄地区では令和 7 年 3 月及び 6 月の委員会において、所有権移転を許可した農地が対象であり、鍛冶屋では住宅建築のため地域計画からの除外が対象となっております。

以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 25 号について、質疑・意見はありませんか。

<なし>

（議 長） ないようですので、採決に移ります。
議案第 25 号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 7：反対 0〕

（議 長） 挙手全員でございますので議案第 25 号 地域計画（案）の変更に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

（議 長） 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

（事務局） 報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 15 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 1 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 16 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 4 件、耕作面積証明書を 4 件、計 8 件を発行したことを報告します。

以上です。

（議 長） 報告事項について、質疑はありませんか。

< 15 : 50 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・10月20日（月）午前中

場所：役場2階 大会議室

署 名 人	山本 徳雄
署 名 人	古田 基晴